

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	大和ハウス プレミストドーム直流電源装置保全業務
発 注 課	スポーツ部施設課
選 定 事 業 者	株式会社北海道ジーエス・ユアササービス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
大和ハウス プレミストドームの直流電源設備の一括更新を行うことは、予算面及び工期の面から不可能であり、ドーム施設を稼働営業させながらの段階的かつ部分的な更新が必要となります。また、同設備には、メーカー独自の部品や技術が使用されています。本業務は、大和ハウス プレミストドームの直流電源設備のうち蓄電池の更新でありそれ以外の設備は流用しての作業になります。 上記のとおり、稼働させながらの更新であるため、既設使用部品との互換性を確保するには、製造メーカー部品以外での代替が不可能であること、かつ、設計・製造メーカーの技術が必要となることから上記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないため、上記業者に特命とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

決 定 日	令和6年8月5日
-------	----------